

福井市告示第 1 1 0 の 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、福井市体育施設条例（平成 1 8 年福井市条例第 1 6 9 号）第 1 8 条第 1 項において読み替えて適用する同条例第 9 条第 1 項の使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項及び福井市財務会計規則（昭和 3 9 年福井市規則第 1 1 号）第 4 6 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福井市長 東 村 新 一

1 受託者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(1) 公益財団法人福井市ふれあい公社

理事長 西行 茂

福井市日之出 4 丁目 3 番 1 2 号

(2) 公益社団法人福井市シルバー人材センター

理事長 吉田 修二

福井市田原 1 丁目 1 3 番 6 号

(3) 株式会社ナイガイ

代表取締役 下中 拓哉

福井市光陽 3 丁目 3 番 7 号

2 委託事務の内容

福井市体育館、ちもり体育館、美山庭球場「ウイंक」、福井市成和グラウンド、福井市開発グラウンド、福井市町屋グラウンド、福井市米松グラウンド、福井市大島グラウンド、福井市藤岡サッカー場、福井市弓道場、福井市スポーツ公園サッカー場（兼ラグビー場）、福井市スポーツ公園ソフトボール場（兼少年野球場）及び福井市スポー

## ツ公園野球場の使用料の徴収の事務

### 3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 4 徴収の方法

納入通知書又は口頭による納入の通知による。

福井市告示 1 1 0 の 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、福井市立学校屋外運動場に設置する夜間照明灯使用料徴収条例（昭和 5 4 年福井市条例第 2 7 号）第 2 条第 1 項の使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第 1 5 8 条第 2 項及び福井市財務会計規則（昭和 3 9 年福井市規則第 1 1 号）第 4 6 条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 1 日

福井市長 東 村 新 一

1 受託者の名称及び代表者の氏名並びに住所

(1) 公益財団法人福井市ふれあい公社

理事長 西行 茂

福井市日之出 4 丁目 3 番 1 2 号

(2) 公益社団法人福井市シルバー人材センター

理事長 吉田 修二

福井市田原 1 丁目 1 3 番 6 号

2 委託事務の内容

森田小学校、足羽第一中学校、足羽中学校、光陽中学校、川西中学校、鷹巣小中学校、美山中学校、越廼小学校、清水西小学校及び清水南小学校の屋外運動場の夜間照明灯に係る使用料の徴収の事務

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日まで

4 徴収の方法

納入通知書又は口頭による納入の通知による。